第138回

杉並区都市計画審議会議事録

平成18年(2006年)7月7日(金)

議 事 録

会議名		第138回杉並区都市計画審議会			
日時		平成18(2006)年7月7日(金)午前10時から12時30分			
出	委 員	(学識経験者) 黒川・村上・陣内・石川・井上 (区民) 田木・徳田・武井・***・大村・野口・*** (区議会議員) 岩田・くすやま・小川・横山・渡辺・斉藤・今井 関系が機関 古家・森下			
席		〔政策経営部〕 ****〔危機管理室〕 防災課長〔区民生活部〕 産業振興課長 生活経済課長〔都市整備部〕 都市整備部長、土木担当部長、まちづくり担当部長、都市計画課長			
者	説明員	調整担当課長、まちづくり推進課長、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長 *****、建設課長、交通対策課長 公園緑地課長、杉並土木事務所長 生活道路整備課長 〔環境清掃部〕 環境清掃部長 環境課長			
傍	申請	2 4名			
聴	結果	2 4名			
配布資料		■郵送分 ア. まちづくり協議会の認定について ◎資料なし イ. (仮称)桃井中央公園の基本計画策定について ◎(仮称)桃井中央公園の基本計画策定について 別紙 (仮称)桃井中央公園基本計画図 ウ. (仮称)天沼公園計画について ◎(仮称)天沼公園計画について ③(仮称)天沼公園計画について 別紙 (仮称)天沼公園 公園だより5号			

- エ. 高井戸東一丁目地区地区計画公園について
 - ◎高井戸東一丁目地区地区計画公園について

別紙1 東京都市計画地区計画 高井戸東一丁目地区地区計画 計画図

別紙2 1号公園計画平面図

別紙3 2・3号公園計画平面図

- オ. 生産緑地地区の動向について
 - ◎生産緑地地区の動向について

生産緑地地区の概要、生産緑地地区付近見取り図、生産緑地地区位置図

- カ. 放射第5号線について
 - ◎放射第5号線について

資料1 東京都市計画道路事業放射第5号線パンフレット

資料2 放5・協議会だより第2号(平成18年4月)

資料3 放5・協議会だより第3号(平成18年5月)

- キ. 東京外かく環状道路について
 - ◎東京外かく環状道路について
 - 資料1 都市計画変更(案)及び環境影響評価準備書における説明会の 「意見概要」
 - 資料2 「青梅街道インターチェンジ設置に伴う影響及び対策について」 の質問と回答
 - 資料3 東京外かく環状道路(関越道~東名高速)これまでの検討の総括
 - 資料4 外環(関越道~東名高速)計画概念図
 - 資料 5 東京外かく環状道路 (関越道〜東名高速間) 環境への影響と保全対策
 - 資料 6 都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根〜練馬区大泉間)都市計画案及び環境影響評価準備書のあらまし

資料7 東京都公報

資料8 変更計画書

- ク. 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について
 - ◎阿佐ヶ谷住宅建替え計画について(報告)

資料1 案内図

資料2 阿佐ヶ谷住宅の現況

資料3 協議会でまとめられた計画案の基本的な考え方

資料4 建替え計画案の基本的な考え方

資料 5 建替え計画に関連する都市計画の決定・変更

資料6 成田地域のまちづくり報告書

資料7 成田地域まちづくりニュース No. 1~No. 5

資料8 成田東四丁目地区まちづくりニュース第1号

■席上配付

特になし

配布資料

-	土口土口kk ~ +口 +
	委員委嘱等の報告
1	女は女は出ていまし

- 2. 都市整備部長挨拶
- 3. 審議会成立の報告
- 4. 座長の決定
- 5. 会長の互選
- 6. 会長挨拶
- 7. 開会宣言
- 8. 職務代理者の指名
- 9. 議席の決定
- 10. 署名委員の指名
- 11. 傍聴申出の確認
- 12. 議題の宣言

議事日程

- 13. 議事
 - (1)報告
 - ア. まちづくり協議会の認定について(まちづくり専門部会報告)
 - イ. (仮称)桃井中央公園の基本計画策定について
 - ウ. (仮称) 天沼公園計画について
 - エ. 高井戸東一丁目地区地区計画公園について
 - オ. 生産緑地地区の動向について
 - カ. 放射第5号線について
 - キ. 東京外かく環状道路について
 - ク. 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について
- 14. 事務局からの連絡
- 15. 閉会の辞

都市計画課長

定刻になりましたので、会議を開催いたします。

私は、本年4月1日付の人事異動で都市計画課長になりました大竹と申します。今後ともよろしくお願い申し上げます。

初めに、事務局のほうから、杉並区都市計画審議会条例第3条の規定に基づきまして、都市計画審議会委員のうち学識経験のある者及び区民代表の委員につきまして、4月1日付で委嘱をさせていただきました。

また、関係行政機関の委員でありますが、杉並警察署長の人事異動に伴いまして、新しく森下委員に5月24日付けで委嘱をさせていただきました。また、 区議会議員の委員につきましては、6月30日付けで区議会議長から推薦がございまして、7月1日付けで委嘱をさせていただきました。委嘱状につきましては、本日お配りしてございますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、引き続き委員をお願いし、お引き受けいただいた方もおられますが、 新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。 まず、井上赫郎委員でございます。野口憲一委員でございます。杉並警察署 長の森下元雄委員でございます。

続きまして、区議会議員の委員として、7名のうち5名の方が新しく委員に なられましたので、ご紹介をさせていただきます。

岩田いくま委員でございます。くすやま美紀委員でございます。横山えみ委員でございます。渡辺重明委員でございます。 曽山繁委員でございます。

以上、新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、区の4月1日付の人事異動によりまして新しくなりました幹事及び説明員のご紹介をさせていただきます。まず、都市整備部長の菊池幹事でございます。環境清掃部長の遠藤幹事でございます。企画課長の森でございますが、本日、所用のため欠席をさせていただいております。防災課長の高橋でございます。まちづくり推進課長の五十嵐でございます。拠点整備担当課長の武宮でございます。土木管理課長の杉田でございます。本日、所用のため欠席させていただいております。

なお、区の組織改正に伴いまして、生活道路整備課を土木管理課に統合いた し、新たに道路区域整備担当課長を設置しております。また、維持課につきま しても統廃合を行いまして、杉並区土木事務所を設置しております。道路区域 整備担当課長の山口でございます。杉並土木事務所長の吉野でございます。

以上、区の人事異動及び組織改正について、ご報告をさせていただきました。 ここで、18年度最初の審議会でございますので、審議に先立ちまして、菊 池都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

都市整備部長

どうもおはようございます。この4月に都市整備部長を拝命いたしました菊 池でございます。貴重なお時間を拝借いたしまして、一言ごあいさつを申し上 げます。

本日は18年度の第1回目の都市計画審議会でございますが、先ほど都市計画課長のほうからご報告いたしましたとおり、3月末をもちまして任期満了となられました学識経験者及び区民選出の委員の皆様方には、先ほど区長から委嘱状をお渡しさせていただきました。

今後、平成20年3月までの約2カ年にわたりまして、当審議会の委員をお 引き受けくださるということで、大変ありがたく存じております。 また、区議会議員の皆様、それから関係行政機関の委員の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、当審議会に地区計画や都市計画公園など多くの議案をお諮りさせていただいて、6回開催させていただきました。その間、委員の皆様にはご多忙にもかかわりませず、ご熱心にご審議をいただき、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先の国会でまちづくり三法の改定が成立するなどの話題がございますけれども、当区におきましては景観法制定後、美しい町並み、良好な都市景観、これがこれからのまちづくりの重要な課題だと認識しています。今後、杉並区も景観行政団体を目指して景観条例制定に向けた準備を今進めているところでございまして、さらに進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、まちづくりはさまざまな動向を視野に入れ、これからも区民の皆様、事業者の皆様の適切な連携のもとに、地域特性を踏まえ、進めてまいりたいと考えていますので、どうか当審議会におかれましても、今後とも本区の都市計画行政にお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

都市計画課長

では、本日の都市計画審議会につきましては、〇〇委員から所用のため欠席 するという連絡をいただいています。遅れてお見えになる委員もいらっしゃる と思いますが、都市計画審議会委員21名のうち現在19名の委員が出席され ていますので、第138回杉並区都市計画審議会は有効に成立しておりますこ とをご報告いたします。

続きまして、杉並区都市計画審議会条例第4条の規定に基づきまして、当審議会の会長を互選いただきたいと存じます。

なお、4月から、この期間につきましては都市計画審議会の開催がございませんでしたので、慣例といたしまして黒川会長に会長職務を行っていただいてきたところです。そのため、まちづくり専門部会委員として村上委員、大原委員、井上委員が指名されておりますので、皆様、ご了承いただきたいと存じます。

それでは、会長の互選につきまして、会長を互選するための座長をお決めい

発	言 者	発	言	内	容

ただきたいと存じます。

どなたかいらっしゃらないようでしたら、先例によりまして、座長につきまして事務局のほうからご指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

都市計画課長では、僭越でございますが、私からご指名をさせていただきます。

区民選出委員でございます田木委員にお願いしたいと存じます。田木委員、 お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、田木委員、座長席のほうにお移りをお願いたいと思います。

それでは、田木座長、会長互選の進行につきましてよろしくお願い申し上げます。

座 長 大変僣越でございますけれども、ご指名をいただきましたので、会長の選出 まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様方、よろしくご協力のほどを お願い申し上げます。

それでは、会長互選を行います。委員の互選が条例の規定で定められておりますので、適任者がおりましたら、どうぞどなたでもお名前を挙げていただければありがたいと存じますが、いかがでございましょうか。

委 員 黒川さんでお願いしたいと思います。

座 長 ほかにご意見ございますでしょうか。

(「黒川委員」の声あり)

座 長 黒川委員というご指名がございましたけれども、ほかにご意見がなければ、 よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

座 長 異義がございませんので、黒川委員に会長職をお願いいたしますが、よろしゅ うございますか。

> お引き受けいただきましたので、ありがとうございました。早速ですが、会 長職を黒川委員にお願いすることといたします。

> 会長が決まりましたので、座長の職を去らせていただきます。ご協力、大変 ありがとうございました。

都市計画課長 田木委員、どうもありがとうございました。

それでは、黒川会長、会長席にお座りをお願い申し上げます。

引き続きまして、会長より就任のごあいさつと本日の開催の宣言をお願いいたします。

会 長

ただいま皆さんのご推挙で会長職に選出させていただきました黒川でございます。先ほど区長さんとも話をしたのですが、委員の委嘱式で、今からの都計審は難問がいっぱい控えているから、十分審議をしてやってくださいと。ちょっと余計なことを言うと、なるべく訴えられないようにしてくれないかと、かすかに聞こえるように言っておられましたが、そんなことでいろんなことがありますが、できるだけ中立で厳正な立場でいろんな案件について議論していただければと思います。そういうふうに努めますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、簡単なあいさつでしたけれども、これから第138回杉並区都市 計画審議会を開催いたします。

都市計画課長

では、続きまして、都市計画審議会条例第4条の規定に基づきまして、会長職務代理者の指名と審議会運営規則第4条に基づく議席の決定を会長にお願い したいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、会長の職務代理者としては村上美奈子委員にお願いしたいと思い ます。よろしくお願いいたします。

それから、議席につきましては、現在お座りのところをそのまま議席にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、現在お座りの席を議席とさせていただき ます。

都市計画課長

ありがとうございました。ただいま会長より新しい議席をお決めいただきま したので、若干ここでお時間をいただきまして、新しい座席表を配付させてい ただきます。

それでは、配付している途中ですが、引き続きまして本日の署名委員をご指 名いただきたいと存じます。

会 長

それでは、本日の会議録の署名委員として、岩田いくま委員をお願いしたい と思います。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか。

都市計画課長

本日、〇〇さんほか15名の方から傍聴の申し出がありましたので、ご報告をいたします。

会 長 ただいま報告がありましたが、きょうは特別非公開にする事由はないと思いますので、傍聴を許してもよろしゅうございますか。

(異議なし)

都市計画課長 続きまして、本日、〇〇さんから会議をテープ録音したい旨の許可願が出されております。その旨もご検討をお願いいたします。

会 長 いかがですか。録音の許可はよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 それでは、どうぞ許可することといたします。

都市計画課長 本日の議題は、報告事項が8件で、審議案件はございません。

事務局から議題の宣言をお願いいたします。

まず、まちづくり専門部会からの報告事項として「まちづくり協議会の認定について」、引き続きまして、区からの報告事項といたしまして「(仮称) 桃井中央公園の基本計画策定について」、2番目として「(仮称) 天沼公園計画について」、3番目、「高井戸東一丁目地区地区計画公園について」、4番目、「生産緑地地区の動向について」、5番目、「放射第5号線について」、6番目、「東京外かく環状道路について」、7番目、「阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について」、以上です。

資料はお手元の配付資料一覧の内容となっております。説明に入ります前に、 再度ご確認をお願いいたします。

会 長 では、議事に入りたいと思いますが、最初に、アの「まちづくり協議会の認定について」ということで、まちづくり専門部会からの報告です。これは〇〇 委員のほうからお願いできますか。

委員 それでは、私から、まちづくり協議会の認定について報告いたします。

専門部会の所掌事務の1つといたしまして、杉並区まちづくり条例第14条第1項に規定されています、まちづくり協議会の認定に関するということがございますが、このたび成田東地域に居住されておられます方々から、以前、区がつくっておりました協議会と同じ名前ですが、成田地域まちづくり協議会の認定申請がありました。専門部会では、5月15日及び6月9日の2回にわたりまして、申請者からの補足説明や質疑応答を行いました。また、申請がありました地域が現在建替え計画を進めております阿佐ヶ谷住宅の地域を含む内容でありましたので、阿佐ヶ谷住宅建替え組合の方にも6月9日にご出席をいた

者 内 発 言 発 言 容

だきまして、意見聴取を行い、審議いたしました。

申請によりますと、阿佐ヶ谷住宅を中心とした約69haという広大な地域 を活動区域として、成田地域の自然環境を生かした安全で快適なまちを維持・ 創出し、次世代に引き継ぐ目的で活動する協議会ということでしたが、協議会 の最重要課題の1つとして、やはり阿佐ヶ谷住宅の建替え計画のあり方を議論 するということが主目的というか、重要な課題の1つとして取り上げられてお りました。

2日間にわたり議論いたしまして、申請者からの補足説明等も聴取いたしま したが、協議会の活動の内容が出席の委員によって異なっていたり、かなり不 明瞭な点がございました。また、活動区域内の活動実績がなく、区域内住民に 対して協議会設立についての周知が不十分で、理解が得られていないことなど から、今回、まちづくり協議会として認定することを見送ることとして、区長 にご意見を申し上げたところです。

以上、簡単ではございますが、まちづくり専門部会からの報告といたします。 どうもありがとうございました。

今、報告された内容について何かご質問はありますか。その協議会を申請し たけれども、いろいろあって、今のところ要件を満たしていないということで 報告を決めたということですが、よろしゅうございますか。

委 逆な立場からお聞きしておきますけれども、どういう要件を備えた場合、協 員 議会というのは認定されることになるのか。

会

委

長

員

要件について特に条例で定めはないですね。ただ、趣旨といたしましては、 なるべくハードルを低くしまして、申請がしやすいようにということになって おりますので、まちづくり専門部会で議論をして、本当にその地域で活動する 意欲があるとか、皆さんがまちづくりの活動を認めているとか、バランスよく 委員がいらっしゃるとか、全然委員がいないのにこの地域のまちづくり計画を するのはおかしいですから、そういった幾つかポイントを委員の中で合意して 議論するようにしております。

挙げていらっしゃる区域によって特色が違いますので、どういう要件と決め てしまうと、その要件だけクリアできれば申請ができるのではないかという言 い方もありますので、なるべく議論をして、本当にその地域でまちづくり協議 会が成立したほうがいいかどうかをみんなで議論するという趣旨にしておりま

発 言 者 】 発 言 内 容

す。ですから、何名は必要だとか、何%は委員が地域に住んでいなければいけないとか、そういう定めは特にないということですね。

会長よろしゅうございますか。ほかに何かご質問はありますか。

なければ、続きまして、きょうはちょっと報告が多いので、次のイのほうに 行きたいと思います。イの桃井中央公園、ウの天沼公園、エの高井戸東一丁目 地区地区計画公園につきましては、同じ都市計画公園ということですので、3 件まとめて説明を伺うことにさせていただきたいのですが、よろしゅうござい ますか。

それでは、3件続けてご説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、私から3つの公園の計画についてご報告させていただきます。

まず初めに、(仮称) 桃井中央公園の基本計画策定についてです。この公園は、 平成13年2月9日開催の当審議会に都市計画決定の諮問をいたしまして、ご 承認をいただいた公園です。資料にありますように、本公園は、防災公園街区 整備事業によりまして、独立行政法人都市再生機構とともに公園づくりを進め ているところです。昨年、平成17年度に懇談会を開催いたしまして、幅広い ご意見をいただきながら、公園の基本計画づくりを行い、このたび基本計画を 策定いたしましたので、ご報告するものです。

これまでの経緯も資料に記載のとおりですが、平成13年3月に都市計画決定の告示をいたしまして、当時の都市公団とこの防災公園街区整備事業に関する基本的な協定を締結しております。公園予定地につきましては、平成14年12月から、その一部を桃井原っぱ広場として暫定的に昼間開放しているような状況です。この6月、基本計画を策定いたしまして、また、これから事業承認をいただくに当たっての都市再生機構との全体協定を締結したところです。

公園予定地については、2の概要にありますように、面積は4万m、4 h a です。

公園の基本方針は、3にありますように、「新しい緑と地域の絆を育み、暮ら しの安全・安心を守るみんなの原っぱ公園」といたしまして、6つのテーマを 設定しております。

資料1ページの裏面ですが、防災公園としての機能、別紙に基本計画図をつけておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

防災公園としての機能ですが、敷地の東側に広く原っぱ広場、いざというと

きの災害時の避難地としての原っぱ広場を有しております。そして、そのほかにはヘリコプターの発着所、これは基本計画図に記載しておりませんが、その原っぱ広場のほぼ中央を想定しております。また、幅員6mの園路、車両転回可能なエントランス、そして周囲に幅15~30m程度の防火樹林帯、また、水源としての池、防災倉庫、非常用照明、非常用便所等を有するものです。

主な計画施設ですが、約2haの敷地東側の原っぱ広場のほかに、北西側に遊びの広場、健康広場、四季の広場といった小広場を予定しております。そのほかに、記載のような施設を計画しています。

また、ドッグランについていろいろご要望をいただいておりますが、こちらにつきましては今年度、現在の暫定的に公開しています原っぱ広場で試行的に 実施する予定でおりまして、この検証結果を踏まえまして、また検討してまいりたいと考えています。

今後の予定ですが、本年7月、国土交通大臣の事業承認をいただく予定でおります。20年度に実施設計、21年から22年度について造成工事、開園を23年3月に予定しているところです。

続きまして、(仮称)天沼公園計画についてご報告させていただきます。

この公園は、平成16年8月19日開催の当審議会で都市計画決定のご承認をいただいたところです。資料にございますように、所在地、面積は天沼三丁目23番、約5,300㎡、坪にして約1,600坪という敷地です。

これまでの経過と予定ですが、平成16年9月1日に都市計画公園としての決定、告示をしております。11月10日、東京都知事の事業承認をいただきまして、昨年、17年8月から本年6月まで4回の設計説明会と計画報告会を1度開催させていただいております。参加者数は述べ151名の方がございました。

今後、この9月から工事の手続きに入ってまいりまして、来年、19年4月の開園を予定しております。

資料として、ニュース「公園だより」5号というのをおつけしています。これをお開きいただきますと、2ページ、3ページ目にこの公園の計画と主な施設内容をご紹介しております。全体、この公園は既存の緑や池を活用しまして、地区の防災性向上に配慮した計画としています。

続きまして、高井戸東一丁目地区地区計画公園についてご報告させていただ

発 言 者 発

内容

きます。

この公園は、平成17年、昨年の11月30日、当審議会で高井戸東一丁目 地区地区計画の諮問のご承認をいただいておりますが、その中の地区施設とし ての公園です。この公園につきましては、地区計画の目標に基づきまして、資 料にございますように整備することについて報告するものです。

言

地区施設公園名、面積です。これは地区施設としての公園名ですが、公園1号から3号、面積は記載のとおりで、別紙1にその位置がわかるような計画図を載せております。公園1号が高井戸中学校の南側にありますいわゆる三井の森と呼ばれるところ、2号、3号につきましてはグランドの南側崖線に連なる都市計画道路予定地を挟んだ公園です。

計画図を別紙資料の2と3におつけしております。別紙2が公園1号、別紙3が2号、3号のものです。

整備のあり方ですが、別紙2をご覧いただきたいと思います。1号につきましては可能な限り既存樹林の保全に努めまして、園内を散策できる園路をめぐらす計画です。

別紙の3をご覧いただきたいと存じます。公園2号及び3号につきましては、 都市計画道路の予定地を含めまして一体的に整備いたしまして、既存の樹木、 草地、池などの保全に努め、必要な園路を配してまいります。

管理のあり方ですが、原則は常時開放の公園として管理したいと考えております。ただし、この公園1号につきましては、防犯上の課題もございますので、 今後、地元住民の皆様のご意見をいただきながら、検討してまいりたいと存じます。

今後の予定を記載していますが、今後、地元説明会を開催し、実施設計、造成工事を進めてまいりますけれども、現在、基盤整備の工程が若干延びております。したがいまして、日程についてはただいま三井不動産と調整中です。記載の日程よりも現時点では延びる見込みというふうに思っております。

私からは以上です。

会 長 以上、3件の報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見はありますで しょうか。

委員 公園というのはやはりつくってからが出発といいますか、その地域の方がどん な形で維持していくかということがこれから非常に大きな、区と一緒にやるこ

とだと思うのですが、3件とも、例えば桃井中央公園、基本計画ということですが、これから市民の方がどういう形で参加なさっていくのか、そういうことに関して区がどのように考えていらっしゃるか。それはこの3つの公園全部に共通することです。

なぜそれを申し上げるかといいますと、例えば桃井中央ですが、防災緑地、防災公園ということで、極めてマニュアルどおりにこれが必要であるということで、例えば樹林も防火樹林帯ということで、いわゆる原理原則にのっとってこの絵がかかれているわけですが、現実には防火樹林帯といいましても、やはり生物多様性を重視したり、環境教育の害になったり、あるいはここに池やせせらぎがございますけれども、それが非常時だけではなくて、日常的な憩いの場になったり、そういうことから考えますと、原則として基本計画はこれであったとしても、実際に実施に移す段階に当たってはもう少し地域の人たちが本当に楽しめるような、生き物がやってくるような、そういうものに変えていかなければいけないと私は思うわけですが、それも含めまして、いわゆる基本計画づくり懇談会の後、着地して、そして維持していくまでの何か区のほうの青写真、あるいは働きかけというものがあったら教えていただきたい。

同じことが例えば高井戸東についても言えます。特に高井戸東に関しましては崖線の下ですね。神田川の崖線の下が図面を見ますと広場になっているのですけれども、これはやはり立地の特性から考えまして、地元の方とご相談をしながら、これから基本計画を考えていかなければいけないと思います。ここは非常に貴重な湿地的な緑地でございますので、通常の広場の形では本来の形にそぐわないのではないかと私は思います。

以上、細かなことではなくて、どういうふうにこれから地元と話し合いをしながらやっていくのか、そこを教えていただきたいということです。

みどり公園課長

委員のご指摘のとおり、私どもも、公園はできてからこれからずっと続いていくわけですから、非常に大切かなと思っております。杉並区では管理のほうも区民の方と一緒にということで、例えば「すぎなみ公園育て組」という制度も持っております。そういったことで、今後、いずれの公園も地域の方が中心となると思いますけれども、区民と一緒に管理等にかかわっていただきながら、より公園の活性化といいますか、そういったところにつながっていければと思っております。

桃井中央公園の懇談会の中でも、最終のほうには管理のお話も出ております。 ただ、この基本計画策定の中ですべて管理のところまで詰めきっておりません ので、今後、実施設計等を詰めていく中で、また地元の方を初め区民の方のご 意見をいただきながら詳細を詰めていきたいと思っております。

この懇談会の中では、委員ご指摘のように災害時だけではなくて、日常の利用も議論しながら、そして2つのことを想定しながら絵にしていったということでして、例えば水辺にしても、この池についてはふだん生物が来られるような、いわゆるビオトープ的なものがどうだというお話もいただいている中で、議論を重ねているところです。木の種類等についてもこれから詳細の設計を詰めていく中で、今、委員のご指摘があったようなところを十分参考に努めていきたいと思っております。

それから、高井戸東一丁目公園についても、これは三井不動産が整備し、区に帰属されるものですが、三井不動産側もやはり地域に根ざした公園ということで、ハードだけではなくて、ソフト的なところも区と一緒に考えていきたいという意向もいただいておりますし、また、2号、3号公園の今ご指摘の広場のところですが、これから地域の方々のご意見もいただきながら考えてまいります。

ただ、この広場は、現況、広場といいますか、草地になっておりまして、そういったものをなるべく保全する形で、現況のまま活用していければというように考えでいるところです。

委員 全般的なことというよりは、例えば柏の宮に関してはワークショップをやって私も参加いたしましたけれども、具体的な公園計画そのものを市民の皆さんとつくって着地していったわけですが、私がお伺いしているのはそういうことなのです。もうどんどんできていくスケジュールですから、一般論としてはおっ

しゃることはわかるのですけれども、どういう仕組みをそれぞれで持っていらっしゃるかという具体的な話を聞きたかったです。

要するに、ここで高井戸東に関して「公園計画(案)地元説明会」と書いてありますと、この間、どうなるのか。つまり時間があまりませんので、どのように進むのか。一般論ではなくて、個別のことで具体的にこうしていきたいというプランを当然お持ちだと思いますので、ちょっとそれを教えていただきたいなと思ったのですが。

- 14 -

みどり公園課長

まだ正直なところ、どうしていくかという詳細は決めているわけではございませんけれども、高井戸東一丁目につきましては、この地元説明会はあくまでも基本プランの説明で、そこでご意見をいただくということで、その後、公園の管理、活用についても、これは柏の宮もそうですけれども、実際に活動していただける方がどのくらいいらっしゃるのかということがベースになると思います。また、高井戸東一丁目は新しく住まわれる方もこれからたくさんいらっしゃいますので、そういった方もお話し合いをさせていただきながら一緒にやっていかなければいけないと思っております。

それから、桃井については、これも新しく約1,000戸程度の方が居住されておりまして、新しい方もいらっしゃいますし、そういった方にもこの懇談会に入っていただいています。それから、周辺の学校の方だとか、町会の方だとかにお声をかけていますので、そういったところを中心にこれから組織をつくっていかなければいけないかなと思っております。

天沼公園についても、地元の町会の方々にお話しさせていただいておりますので、やはり核となるのは地域の方だと思います。そして、具体的な活動としてどういったところでかかわっていただけるのかというところをこれから一緒に考えてまいりたいと考えております。

委 員

7月中旬ですぐ実施設計ということでは私はちょっと、やはりもう少しきちんと説明責任を果たして、実施設計というふうにやっていただきたいと希望いたします。1カ月ですから、ちょっと現実的ではないスケジュールだと思います。

みどり公園課長

日程的には、先ほど申し上げたように、ちょっと延びる予定ですので、今、 委員のおっしゃるご意見を受けとめて進めてまいりたいと思います。

会 長

ほかにどうぞ。

委員

桃井中央公園について伺いますが、防災公園としての機能ということで、災害時の市街地火災発生時の一時避難地となる広場を有するということですけれども、これは災害、特に火災ということに限っているのかどうか。地震だとか、ほかの災害時にはどうなるのかということや、広域避難場所は都のほうが指定することになるかと思うのですけれども、これがいずれはそうした広域避難場所となるような予定はないかとか、周辺住民の方たちのどのぐらいの避難場所となるのか、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

みどり公園課長 今、委員ご質問の最初のところですが、これは火災に限らず、いざというと

きは活用していただければと考えております。

防災課長

今、ご指摘いただいたところですが、まず、広域避難場所は将来的に東京都で指定をいただくように進めていきたいと思っております。この公園は23年の完成ですので、19年度の見直しではちょっと間に合いませんので、次の5年先の見直しの中に入れていただくような形になると思います。

24年の改正ですと、広さがこれだけのものがございますので、原っぱ広場で2万㎡確保をしておりますから、1人1㎡でいきますと、2万人の確保が可能だということになりますので、そういったことでの広域避難場所になりますし、この地域は善福寺の公園と東京女子大のエリアですね。ここが広域避難場所になっておりますから、そこへの避難が近くなるということになると思います。

会 長

ほかにはどうでしょうか。

委 員

桃井中央公園についてちょっとお伺いします。ここは日産工場の跡地で、半分ぐらいマンション群が建っております。あそこの広場はできるだけ遊具を置かないで、子どもたちが走り回れるような広場にしてほしいというお願いを区長に申し上げて現在に至っていると思いますが、ドッグランというのはどういうことをおやりになるのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

みどり公園課長

ドッグランですが、これは要するに犬を放し飼いできる場所でして、周りを柵で囲う施設です。一般的には犬は放して飼われては困るわけですけれども、その中では放してもいいような施設でして、今の原っぱ広場で今年度想定しているのは400㎡程度の囲ったところをつくってみて、そこの中で試行的に実施してみようかと考えております。この中でも、将来の公園でもし設置するとすれば、健康広場と書いてある北西側の小広場がございますけれども、この辺のところで可能なのかなと考えております。

委 員

広場が400とおっしゃいましたけれども、私が心配するのは、子どもたちがゴロゴロ転がって遊んでいるところですので、犬の排せつ物ですね。これと子どもたちの関係がどうなるのか。子どもたちにもそういう経験をさせていいのだということであれば、それは構わないですけれども、排せつ物の中にはいろんなものが含まれていると思いますので、子どもたちにその排せつ物が付着するといいますか、排せつ物というのは、今、犬の散歩で大勢の方が町の中をずっと連れて歩いていまして、中にはピシッと犬の排せつ物を処理していかれ

発 言 者 発 言 内 容

る方もいますけれども、依然としてそのままにしていかれる方もいるということで、もしこのドッグランをされるなら、その辺をしっかりさせていただきたいと思います。

できれば、ドッグランの場所はもっと別にどこかへつくってもらいたいなと。 400ぐらいのところでしたら、例えばもう使わなくなった学校とか、何かの グランドをそれに当ててもらいたいなと。あそこは本当に緑の草っ原で、行っ てご覧になるとわかるのですけれども、子どもたちがゴロゴロ転がって遊んで いる場所ですから、一層そういうことを感じるのです。よろしくお願いします。

みどり公園課長

ありがとうございます。1つ、ドッグランというのは、その中だけで犬を放し飼いができる場所と。それからもう1つは、公園の中に犬を連れて、ちゃんと引き綱をつけて利用いただくという話がありまして、今の原っぱ広場では犬を連れての利用はご遠慮いただいています。要するに、試行でその一部だけ放し飼いができる場所を試しにやってみると。それで、将来、どうするかということですね。それにしても、大きく原っぱ広場の中で行うことは考えておりませんので、別のところで考えるということです。

一般的に犬を連れての利用は、例えば柏の宮公園も大規模な公園ですね。ここは今、区立公園の中でも犬を連れてご利用いただいているのですけれども、やはりマナーというところが一番肝心なところで、それは皆さんに呼びかけるとともに、今、例えば柏の宮公園も徹底的に犬のふんの清掃を重点に置いて管理していますので、きちんとした皆さんの使い方と管理が重要かと思っています。いずれにしても、これからドッグランについては、先ほど申しましたように、今年度試行して、まずやってみて、いろんなご意見が出ると思います。それをいただいて、将来どうするかを検討してまいりたいと思っております。

会 長

ですから、今、〇〇委員の言っている意味を、よくそんたくして、いや、それは関係ありませんとあまり言わないで。要するにドッグランをつくれば、結局、そこに連れてくるときにどこを通るかということがあったりして、だから、そうじゃないようにしたほうがいいのではないかという〇〇さんの意見なんだから。

みどり公園課長 失礼しました。今、委員のご意見を十分参考にさせていただきたいと思いま す。

会長ほかにはどうですか。

委員 2点、先ほどのドッグランとトイレについてお聞きします。

まず、ドッグランのことで今ご回答がございましたけれども、ここで試行して、うまくいけばほかのところに移すというふうな答弁だと思うのですけれども、それは具体的にどういった――先ほど遊休地と言ったので、区のほうもここで成功すればほかに持っていこうという具体的なものがあればお示しをしていただきたいと思います。

それと、このドッグランもいいのですけれども、確かに今ドッグランという 要望がおありで、私の周りにもドッグランをつくっていただきたいという要望 はありますが、実際的には、例えば和田掘公園の広場はもう毎日がドッグラン 状態で、既に毎日犬が走り回って放し飼いをされております。たまに町会等で 注意はするのですけれども、全く無視をされているのが現状です。

それともう1つあるのは、車ですね。和田掘公園とかは他区から車で乗りつけて、そこで放し飼いをして1日を過ごしていくのが現状で、車の駐車の問題でもいろいろ問題を起こしております。何が言いたいかというと、このドッグランを試行的にするにしても、やはりこれは車の問題があるので、絶対他区からも非常に多くの方がいらっしゃると思います。どうせなら受益者負担という観点からも、ドッグランの入場料とか、そういうのも考えなければいけないと思いますけれども、数台の車の計画も入れておいたほうが将来的なためには、ほかの道路で路上駐車されるよりも、そういった料金を取って、車で来た人は幾ら、ドッグランで幾らというような設定の仕方が将来的にできるのかどうかを、まずその公園についてはお伺いをいたします。

最後にトイレのことですけれども、この計画では地下の埋設型、この50カ所というのですけれども、マンホールトイレなのか、それとも、これから杉並第六小学校とか、松ノ木小学校にあるようなああいったトイレなのか、質問をいたします。この50カ所というのは、例えば将来的には広域指定に指定されて、2万㎡で2万人ということで、どうせ工事をするのだったら、もっと大規模な非常用トイレが必要ではないのかなと思いますので、この2点をお伺いいたします。

みどり公園課長

ドッグランの計画ですが、この場所で試行して、ほかの場所で本格的につくるというような計画は今ございません。この場所でまず試行してみて、この公園の将来計画の健康広場というあたりで小規模でも実施に移せれば、それは検

発 言 者

発 言 内 容

討していくということです。

それから、当然、車のお話があるのですけれども、何にしても区立公園の中につくる小さなものですので、基本的には徒歩、自転車の利用を考えております。ただ、そうは言っても車で来るということで、この管理については地域の方も非常に積極的にかかわりたいというお話もいただいています。例えばどうしても車で来られた場合は、近くに今あります時間貸しの駐車場を調べてご案内するといったことも検討しているところです。

それから、トイレ50カ所ですが、これは委員ご指摘のように、50カ所についてはマンホール型のものを予定しております。ただ、それ以外の不足する分については、ポータブル式のものも今あると聞いておりますので、防災課と詰めて、例えば災害備蓄倉庫の中に備えていくという計画です。

委員

駐車場の件ですけれども、ということは全く計画の中には一確かにわかるのですよ。近くのコインパーキングと、あと近くにクイーンズ伊勢丹の駐車場とか、あるのはわかりますけれども、コインパーキング場も多分住宅街だから、それほど多くもない場所だと察知しております。地元の人たちも、全員が全員かわかりませんけれども、多くの人はそこまで地元の人たちがかかわることが実際にあるのかどうか。それと、本当に駐車場というものを全く考えないで、このまま計画どおり駐車場は入れないのかどうか、再度質問して終わります。

みどり公園課長

周辺の駐車場の状況についてはかなり積極的に調べていただいて、私も周辺の地図とかを見せていただいております。駐車場については、やはり中途半端なものをつくると、またそれが呼び水といいますか、違法駐車がそれによって非常に増えるということもございます。柏の宮公園をつくったときもだいぶそういった懸念がございましたけれども、実際、あそこはドッグランがあるわけではございませんけれども、最初からないということで始めまして、今、それについては守られているような状況です。そういうことで、この公園につきましては、基本的には駐車場の設置は、管理車両等の入るスペース等はございますけれども、それ以外の一般の利用者の駐車場は考えておりません。

会 長

じゃ、この3つの公園の報告については、これまでにさせていただきます。 その次に、オの「生産緑地地区の動向について」の報告をお願いします。

都市計画課長

それでは、私のほうから資料オですが、生産緑地地区の動向についてのご報告をさせていただきます。

発 言 者

発 言 内 容

今回は、昨年の都市計画変更以降の生産緑地地区の動向について報告するものでして、平成18年度の都市計画変更、秋口の10月から11月に予定している6カ所です。それが資料の1ページ目の一覧で6カ所です。

次の資料の2ページ目です。今回変更を予定しておりますのは6カ所ありますが、すべて買い取りの申し出が出されたものです。既定の指定面積及び変更 (削除)の予定面積は表のとおりです。

それと、地区番号45は地区の一部が削除になりまして、その他の5地区は全部が削除される予定です。なお、地区番号81につきましては、既に区が借り上げまして、区民農園として使用しています。

次に、資料3ページですが、各地区の付近見取り図です。図の中の黒枠の部分が既存の生産緑地地区の部分でして、網かけの部分が変更(削除)を予定している区域です。

最後の資料4ページですが、生産緑地地区の位置図です。都市計画図にそれ ぞれ6カ所の位置を落としたものです。

以上です。

会 長

何かご質問はありますでしょうか。

委員

この生産緑地について、今、6カ所のお話がありましたけれども、区民農園にするとか、こういう判断の根拠はどういうふうになっているのでしょうか、 ちょっと教えてください。

都市計画課長

事実上は、まず地権者の方から区並びに都市機構だとか関係団体に買い取りの申し出の確認がございます。それに基づきまして、区の政策の中で各関係官庁に問い合わせをし、かつ区の内部でも検討いたしまして、施策としてどのような施策ができるかを検討してまいります。その経過の中で、残念ながら見送るものだとか、周辺の公共施設の一環として区民農園等として使うだとか、公益施設として使うか、そういう施策判断をして最終結論を出していくという経過を踏んで決めていくものです。

委員

お話はわかりましたけれども、これからも結構こういう話が出てくると思う のですね。それに対して、量的なバランスとしてどのくらいこういうふうにし て買い取りを受けて確保したいとか、何かそういう目安はあるのでしょうか。

都市計画課長

特に明確な目安というものはございません。大体近年の推移を見ますと、毎年同じ数の程度で削減をしてきているのは経過として把握しておりますが、現

実問題、それをすべて区が具体的に買い上げをするとか、なかなかそういう具体的な施策として結びつかない点もございます。その中で可能な範囲、区の公益施設として、区民農園等として借り上げられるかどうかを積極的に検討していくという段階だと思っております。

委員

今までの例で区民農園にされたという実績がどのぐらいあるか。それが幾つかあるのであれば、実態としてどんなふうに有効に利用されているのか、そういう方針をお聞きしたいです。

生活経済課長

今までの区民農園のタイプといたしまして、生産緑地法の指定になる前からの部分で借り上げしているものがほとんどです。今回のこの南荻窪の81の全部につきましては生産緑地で行っていたのですけれども、残念ながら主たる従事者の方の死亡ということで、通常の場合、ほとんど宅地化されてそのままマンション、住居になるのですが、引き継がれた地主様とのお話で、これはぜひとも緑地として保全していただきたいと。区として買い上げはできないのですけれども、今言った借り上げをして区民農園で確保すると。このケースでは、この10年間ぐらいの間ではこれが初めてのケースと考えております。

委 員

2点お聞きしておきます。

1つは、生産緑地の動向の推移について、どういうふうな見解を持っているか。 2点目は、都市農業の振興と生産緑地の確保についてはどういう見解を持っているか、お聞きしておきます。

都市計画課長

動向の推移ですが、主に毎年横ばい、言葉は悪いですけれども、毎年同じぐらい、6カ所、7カ所程度減っていく感じで受けとめている状況です。

生活経済課長

都市農業の動向ですけれども、杉並区の現在農地と言われておりますのはおよそ50数ha、このうち生産緑地は現在42ha弱ございます。これは、残りの都内の7区の中では指定率は非常に高いほうということでは、一定の維持率があるかなと。ただ、残念なことに、ほとんどが今回ご提示申し上げたとおり相続、主たる従事者の死亡による相続によって解除になるというケースがほとんどです。

これにつきましては、国あるいは東京都の制度でございまして、先般の東京都の都議会のほうでもこの生産緑地については非常に大切なものであるという答弁も知事みずから行っておりますので、私どもとしてもそういった東京都と連携をとりながら、今後もなるべく長期間維持できるような形でさまざまな考

えで行っていきたいと考えております。

委員

主たる要因が相続ということですけれども、決まりきったことなのですね。 だけれども、この生産緑地で、農業で食っていけるという状態を強力にてこ入 れしていかなければ、緑やオープンスペースの確保というのは大変困難になっ て、毎年、この種の6~7件が解除の方向へ行ってしまうのではないか。

だから、どういう歯止めをしようとするのかということが1点と、それから 区としてその都度判断するのではなくて、やはり災害対策や緑の確保から、諸 外国並みにオープンスペースをきちんと確保していくという計画をつくれない のか、つくっているのか、その辺を確認しておきたいと思います。

生活経済課長

私のほうから農業振興ですけれども、例えば区としても生産緑地で、比較的 区民が参加できるような体験型農業を現在1園オープンしておりまして、なる べくこういったことも地主様との調整も必要ですけれども、体験型農業という のは今後とも長期間維持できる体制です。こういったものを増やしたり、ある いはつい先日も総会が行われましたけれども、30代あるいは40代の若手後 継者も実は杉並区内、比較的専業的にやられている方も数十組ございます。率 も比較的高いものですので、こういった方々とのお話も含めまして、やる気の ある方について積極的にこちらとしてもいろいろなアドバイスを今後とも行っていきたいと考えております。

都市計画課長

生産緑地の維持・保全という視点から言いますと、大きな宿題かなと思っております。緑地の保全だとか、委員がおっしゃいます災害対策の有効な空間ですので、今後どのような方策を持ってこの緑地空間を保全していく、維持していくかというところが大きな宿題になろうかと、今後の検討課題だと思っております。

委員

時間の関係上、大変申しわけませんが、1点だけ今の答弁で、結局、農業で 食っていけないから土地を手放すわけでしょう。私が聞いたのは、食える農業 というのはどういうことなのかと。もう少しバックアップできないのかと言っ ているわけ。

生活経済課長

確かに国際化、あるいは大規模な地方の集約化というところと同じキュウリ、 大根であれば、同じ単価で市場では回ってしまうというのは残念ながら事実で す。ただし、都市型農業の利点といたしまして、例えば直取りで販売するとい うことで、そのまま市場に出さずに売れるところが実は杉並区の場合、非常に 発 言 者 】 発 言 内 容

多くなっております。この分のコストがある程度削減するということであれば、 現在、比較的農業だけで頑張ってやられている方も数割ございますので、こう いった方々を中心にぜひとも残していきたいというふうには考えております。

委 員

以前に杉並区がやっていらっしゃる事業の1つとして、商店街振興のコンクールというものに審査員として参加しているのですが、その中の提案で、どこの地区だったか、どこの商店街だったか忘れてしまったのですけれども、こういう都市内農業をやっていらっしゃる方々のつくるものを商店街で売って、リンクしながら、両方が持ちつ持たれつで活性化していこうというおもしろい提案だったのですね。

今の食える農業ということ、とりわけ流通が今社会で行われているものとは ちょっと違うものをもっと地元の人たちの間でうまく流通させるとか、場をつ くり出すとか、例えば商店街の中にそういう場が、ちょっと公的なサポートを 得ながらできるなんていうことがあれば、多少でも経済的なサポート、あるい は励みになるのではないかという気がして聞いたのですが、そういう可能性は ないのでしょうか。

産業振興課長

今、委員のお話は、多分下井草商店街のほうだと思うのですけれども、これは区の商店街振興施策の中でイベント事業の補助という形で、たまたま下井草周辺は農家がまだたくさんございますので、そういう意味ではできたての野菜をイベント等で販売するという取り組みもやっております。全部の地域でできるわけではございませんけれども、商店街と農家のほうとうまく交流ができれば、そういう取り組みも区としては支援していきたいと考えております。

会 長

この生産緑地についてはこれぐらいにさせていただきます。

ちょっと時間の関係もあるので、あと3つですよね。だから、次の放5と外かく環状は一括してご説明していただいて、ご質問を受けたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、説明をよろしくお願いします。

調整担当課長

それでは、私から放射第5号線と東京外かく環状道路について報告させてい ただきます。

まず、放射第5号線についてですが、第7回検討協議会がございました。3 月27日月曜日午後6時から8時半。主な内容ですけれども、記載のとおり、 検討協議会(第6回)会議録の確認。 次のところがポイントですけれども、各専門部会の経過報告がございました。 資料3をご覧になっていただきたいと思います。「放5・協議会だより」第3号です。この中で各検討協議会の動きがご覧になれます。3ページですけれども、 周辺まちづくり専門部会の検討内容です。

若干おさらいになりますけれども、周辺まちづくり専門部会の検討項目については、沿道の土地利用計画、玉川上水及び周辺地域の環境や景観と調和したまちづくり、地域の道路整備のあり方等々を検討しております。

7ページをご覧になっていただきたいと思います。周辺まちづくり専門部会では、「玉川上水・放5周辺まちづくり構想のポイント」を公表いたしております。

8つ項目がございますけれども、まず第1点、「まちの要~岩崎橋と岩通ガーデン~」、「人見街道南側地域のまちの成り立ちは、久我山駅と久我山病院を結ぶ岩崎通りが軸となっています。また、岩崎橋と岩通ガーデンのある場所は、まちの要です。放5によって分断することのないまちづくりが重要だと考えます。」

次の2、「玉川上水を身近に楽しむ」、「放5が整備されると、玉川上水へ容易に近づけなくなります。玉川上水はこのまちの宝物です。安全に近づくことができ、日常、身近に親しむことのできる空間づくりが必要です。また、コミュニティの融和を高める地域行事の開催など、地域住民が様々な楽しみ方ができるような場所としての工夫も必要です。」というようなまちづくり構想が公表されております。

次に、隣の8ページになりますけれども、道路専門部会です。検討項目につきましては、沿道の土地利用者に考慮した環境施設帯及び道路の構造。ちょっと環境施設帯という言葉はわかりづらいのですが、次の9ページをご覧になっていただきたいと思います。9ページの下の部分に環境施設帯の説明の部分があります。車道と沿道の隣地との間の緑の部分と、歩道と自転車道の部分について環境施設帯という呼び方をしております。また戻っていただきたいと思いますけれども、南北の交通への工夫、横断歩道などの交通安全対策等を検討しています。

11ページをご覧になっていただきたいと思います。11、12ページで、現在、放射第5号線の道路構造について3つのグループが検討されております。

1つは平面案ということで、基本的には現在の都市計画そのままの形の案です。 次が一部掘割案、掘割をすることによって、玉川上水に近づきやすくしたとい う計画です。3番目が一部トンネル案ということで、岩崎橋付近をトンネル構 造として、その上部を公園緑地とした検討、この3つのグループで検討が行わ れているということです。

次に、15ページをご覧になっていただきたいと思います。緑地専門部会、 検討項目につきましては、既存の緑の保全と活用、遊歩道及び新たな緑地の構造、こういったものを検討項目としております。

結果として、右のほうを見ていただきたいのですが、影響の程度が、工事中、 供用後とも消滅の危険性がある部分については、図面の記載のとおり岩通ガー デン周辺でアズマヒキガエル等の影響が出そうだと。それに対する対策等も記載されております。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。保全のための対策案・ 植物の部分で、これも影響の程度 I、18ページの右上を見ていただきたいと 思うのですけれども、緑、黄、赤でそれぞれの影響の程度によって、図面のと おり、影響の予測、保全のための対策案等が提案されているということです。

また表紙に戻っていただきたいと思うのですけれども、専門部会の開催結果 2ですけれども、周辺まちづくり部会については9回から12回まで行われて おります。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。周辺まちづくり部会では、放射第5号線周辺まちづくりを考えるパネル展を行いました。6月3日、4日、土日です。会場は久我山ホタル祭玉川上水会場、岩通ガーデン内でした。延べの来場者数は約1,000名です。ホタル祭の会場、岩通ガーデンでやっているということで、地域の意見としては岩通ガーデンを残してほしいという声が多くあったというふうに感じております。

次に、道路専門部会ですが、第8回から第12回が開催されております。次のページをご覧になっていただきたいと思います。緑地専門部会につきましては、第4回から第8回、第7回については事例視察ということで、先ほど申し上げた環境施設帯の事例視察を行っております。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。今後の検討協議会の開催予定は記載のとおりです。

私からは以上です。

都市計画課長

次に、東京外かく環状道路についてのご報告ですが、東京外かく環状道路につきましては、東京都決定の都市計画道路の変更です。東京都のほうからは都市計画関係図書の送付がございましたので、環境影響評価準備書の縦覧にあわせて、6月2日から7月3日まで、図書の縦覧を行ったところです。区民意見の提出につきましては7月18日までで、東京都知事あてとなっております。また、東京都決定の都市計画道路の変更についてですので、東京都知事から区長あてに意見照会が参っておりますが、回答期限につきましては別途通知するとして未定となっております。

その理由といたしましては、都の都市計画変更の決定手続きとして、環境影響評価の結果とあわせて都市計画の案を都の都市計画審議会に付議することとなっておりますので、後ほど環境課長からもご説明をいたしますが、この環境影響評価書の作成手続きに相当数の日数がかかることによるものです。都から改めて回答期限の通知がありました時点で、区長から都市計画審議会に諮問をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、東京外かく環状道路のご報告をさせていただき ます。

調整担当課長

私から、東京外かく環状道路について報告させていただきます。

東京都は18年6月2日に、東京外かく環状道路の都市計画案及び環境影響 評価の手続きに着手しました。都市計画変更の手続きに入ったということです。

まず、計画の概要ですが、前回、昨年の11月11日に計画の具体化に向けてということで、外かく環状道路の国と都の考え方と区の考え方について報告したところですが、その辺の部分についても簡単におさらいということで報告させていただきます。

計画の概要につきましては記載のとおりです。

2の現在までの経過の概要ですけれども、昭和41年7月、都市計画決定、昭和45年10月にいわゆる凍結宣言を当時の建設大臣が行ったということで、一時、東京外かく環状道路の事業については動いておりませんでした。平成11年12月に、都知事が「自動車専用部の地下案を基本として計画の具体化に向けて取り組む」ことを表明し、外環については動き始めたということです。

平成15年1月、平成15年3月に国と東京都は、「東京外かく環状道路に関

する方針」を公表しております。これは簡単に言いますと、早く安くつくるということと、そのためにはインターチェンジなしを基本とすること、また、インターチェンジ設置については地元の意向を踏まえるという方針で国と都は動いております。

容

これを受けまして、15年6月に、「青梅街道ICに係る杉並区の方針」を公表しております。簡単に言いますと、緑豊かな住宅地である善福寺地域の環境保全を重視する、この地にはインターチェンジは設置すべきでないという区の考え方を公表しております。その後、15年7月に環境影響評価に係る方法書の公告・縦覧、16年1月に沿線の環境調査を開始、17年9月、これは前回説明させていただきましたが、「東京外かく環状道路についての考え方―計画の具体化に向けて―」を公表し、また、10月に「外環の計画概念図~より安全に、より地域への影響を小さく~」ということで図面が公表されております。

同じく2月に、「東京外かく環状道路 環境への影響と保全対策」を公表しております。この「環境への影響と保全対策」をなぜ公表したかというと、国と都の説明によりますと、地域での説明会等で環境への質問がかなり地域の方々から多かったと。環境に懸念されている声が多かったということで、こういった冊子を公表したと聞いております。18年6月に都市計画案及び環境影響評価準備書が縦覧開始されております。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。都市計画変更案の概要です。これは11月11日に報告いたしました国と都の基本的な計画からはほとんど変わっておりません。出入口については3カ所、このうち青梅街道インターチェンジについてはハーフインターということで、従来のフルインターから関越自動車道路側への出入口だけになったということです。換気所については5カ所、このうち青梅街道インターチェンジ付近に1カ所できるということです。

変更の概要については記載のとおりです。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。都市計画変更及び環境 影響評価準備書の縦覧及び意見書についてですが、縦覧期間については6月2 日金曜日から7月3日月曜日まで、同じく意見書の提出期間につきましては6 月2日金曜日から7月18日火曜日までになっております。

次に、都市計画変更(案)及び環境影響評価準備書における説明会ですけれ

ども、6月21日にございました。19時から21時、桃井第四小学校で、来場者数は335名でした。

資料1をご覧になっていただきたいと思います。4ページです。まだ国と都から結果については公表されておりませんが、これは区のほうで取りまとめたものです。参考にご覧になっていただきたいと思います。地上部街路についてのご意見、地下水の影響等のご意見が出ております。

また3ページに戻っていただきたいと思います。相談所についてということで、これは個別相談という形をとっておりました。6月29日木曜日13時から20時、西荻地域区民センターで29名の方々が集まっております。

次に、青梅街道インターチェンジ設置に伴う影響及び対策についての質問と回答ということで、先ほどご説明したとおり、地域の方々から環境への不安が多いということで、国と東京都は「環境への影響と保全対策」という冊子を出しましたが、これに対して区のほうで国と都に質問をしております。

資料2をご覧になっていただきたいと思います。5ページです。東京都知事と国土交通大臣に対して要望という形で質問をしております。次のページをご覧になっていただきたいと思います。国と東京都から回答が出ております。

次のページを開いていただきたいと思います。総括的な事項ということでは、 環境面での影響は極めて小さいと予想していると。大深度地下を本線が通過する計画となっていることから、このように判断しているということです。

次に、個別事項ですけれども、周辺交通に与える影響と対策ということで、 青梅街道インターチェンジ周辺地域の生活道路等における交通集中並びに通過 交通の発生状況とその対策、青梅街道への交通集中の影響とその対策について 問い合わせたところ、次のページをご覧になっていただきたいと思いますが、 外環の整備とあわせた周辺道路の整備について、今後検討していく必要がある ということを国と東京都が述べております。また、善福寺地区等の生活道路に 入り込む交通への対策については、周辺の交通規制、交差点改良、安全施設整 備等、必要な対策を検討していきますということで、国と都も交通面では課題 があるということを認めていると考えております。

次に、大気質に与える影響と対策です。排出物質の予測とそれによる健康被害などの影響と対策ということで、二酸化窒素浮遊粒子状物質につきましては環境基準以下になると予測していることと、次の地下水に与える影響と対策と

いうことで、記載の事項について問い合わせをしましたが、基本的には次のページに書かれておりますけれども、善福寺地域においては青梅街道インターチェンジ設置による浅層地下水への影響は見られないと予測していることと、同じくシールドトンネルの止水技術の進歩により、トンネル内の漏水は小さく抑えられると。こうしたことから、浅層地下水への影響は小さいと考えているという回答を得ております。

また、地盤沈下についても、善福寺地区では沖積層等の軟弱地盤が存在していますが、浅層地下水位の変動は極めて小さく抑えられるということから、地 盤沈下は生じないと考えているという回答を得ております。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。その他の影響と対策で すが、記載のとおりの回答を得ております。

次に、若干資料の説明をしたいと思うのですけれども、資料の3をご覧になっていただきたいと思います。「これまでの検討の総括」ということで、構想段階から計画段階に移ったときに、構想段階での検討の総括をした冊子です。

次に、資料4をご覧になっていただきたいと思います。外環計画概念図ということで、これは地域での説明会で配布された資料です。都市計画としての計画がわかりやすく書かれているものです。

次に、資料5、これは先ほど詳しく説明した「環境への影響と保全対策」の 冊子です。

次に、1つ資料を飛ばしますが、資料7をご覧になっていただきたいと思います。東京都の公報で、都市計画の案並びに環境影響評価準備書について公告 したものです。

次に、資料8をご覧になっていただきたいと思います。

資料8ですけれども、これは計画書の一部です。一番後ろをご覧になっていただきたいと思いますけれども、都市計画案の変更理由ということで、19ページです。「都市計画の案の理由書」がついております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

環境課長 私からはこの7番目の環境影響評価書についてのご報告を、ポイントについ てご説明申し上げます。

会 長 ちょっとすみません。時間がなくて、○○委員が出てしまいますので、ちょっと意見を……。

発 言 者 | 発 | 言 内 | 容

委 員

申しわけございません。ちょっとどうしても所用で退席いたしますので、放 5に関して1つの質問と1つのご要望を簡単に申し上げます。

資料3を見ていただきたいのですけれども、緑地専門部会が開催されておりまして、私は恐縮でございますが、この専門部会のメンバーとしては参加しておりません。

これを見ますと、非常に丁寧に調べていただきまして、大変大きな影響が出るということが16ページから18ページにかけまして書かれています。特にここに書かれていますことは、この事業の概要で現況の緑が書いてあるわけですけれども、これは現況の緑でして、担保された緑ではないわけです。一番大きな問題は、こういった緑がなくなることによって、周辺地域も含めて非常に大きな影響が出るということが資料3に書かれているわけです。

1つの質問は、この現況に書かれた緑が、先ほど来からの生産緑地とか区民 農園とか、あるいはNHKグランドとか、岩通ガーデンとか、さまざまな緑地 によって現在あるわけですが、そういったものの持続的維持に関して杉並区と してどのようなご方針をお持ちであるかということが1つの質問です。

それから、これは私、緑地部会に参加しておりませんので、都市計画審議会の委員としてお願いしたいわけですが、緑地専門部会に関しましては、それぞれの周辺地域の緑も図面として検討の範囲に入れて、つまり、このきれいなパンフレットで書かれている緑の部分、この部分を緑地専門部会の検討の対象地域に入れて作業をしていただきたいというお願いです。緑地専門部会の検討対象内容が道路と全く同じところですので、それでは緑地専門部会の役目をきちんと果たすことができないと思いますので、2番目に関しまして私はお願いということで申し上げておきたいと思います。

質問に関しましてお答えいただければありがたいと思います。

都市計画課長

ご説明の途中ですが、○○委員が途中退席ということであれば、この時点で○○委員のご質問にご回答する形でよろしいでしょうか。

会 長

はい、答えてください。

調整担当課長

まず、緑地専門部会の検討部分ですけれども、これは協議会の中で検討範囲が決まっておりまして、基本的には玉川上水部分と道路内の築堤、あるいは環境施設帯の緑について検討するということで、沿道の緑の検討については専門部会の検討範囲になっておりません。ただし、沿道まちづくり部会の中で、当

発 言 者 】 発 言 内 容

然、その周辺の自然環境と住環境についても配慮したまちづくりの観点もございますので、その中で検討されていくのではないかと考えております。

委 員

それでは、何のためにこの資料3をおつくりになったか。例えば16ページを見ますと、岩通のところは「消滅の危険性がある」という赤で書いてあるわけですね。ですから、スタートした段階で検討の範囲ではないにしても、何のために考えているか、どういう問題が起こるかということでやっているわけですから、緑地専門部会がこういった形で非常に大きな問題があるというご指摘があるのであれば、当然それに対して、では、どうするかということで、固定的に考えるものとして私はこの専門部会があるとは思いませんし、この放5の決定がここで採択されたときには、附帯意見としてしっかりと環境、それから地域のことを考えていくという附帯意見つきで出ているわけですから、今のお答えは大変硬直的で、私は納得できません。

環境清掃部長

今年度から、私が緑地専門部会の委員として杉並区の事務方の代表で参加しています。ただいま○○委員からいい意見をいただきましたので、今度、7月14日の夜に緑地専門部会がございますので、そういった会議の場できちんと都市計画審議会の委員からこういったご発言があったということで、私のほうから申し述べたいと考えています。

委員 わかりました。

区のほうのほかの緑地、区民農園とか、生産緑地とか、その他もろもろ全部 張りついておりますので、それに関して、非常に大きなプロジェクトですので、 当然ご方針をお持ちだと思いますので、その点に関してお答えいただければと 思います。

会 長 どういうふうに答えればいいの? 質問の意味が……。

委員 要するにこの玉川上水には、結局、ここに緑一色で書かれていますけれども、 その実態というのが生産緑地とか、区民農園とか、いわゆる区が考えなければ いけない、岩通も含めてですが、緑地が張りついているわけで、それに対して 杉並区としてはどのようなご方針をお持ちか。 つまり、この緑というものをど のように担保していくのかということに対してどのようなご方針をお持ちであるのかを伺っているわけです。

環境課長 今、杉並区の中で環境基本計画を持っていまして、その大きな目標の1つに は自然環境の保全ということを掲げています。そういった立場から、できるだ

けこういった緑も含めまして、きちっと回復できるような形で対応していきたいと思っております。これについては個別の部会が設けられておりますので、そういった中で検討されていくものと考えていますけれども、区の基本的な方針としてはできるだけ自然環境を確保していこうという方針です。

委員

それでは方針がどうもないというふうに思われますので、やはり部会の中で それも含めてしっかりご検討いただければと思います。

会 長

では、さっきの環境影響評価の外環のほうの説明、続けてください。

環境課長

東京外かく環状道路の3ページです。説明につきましては、このブルーの資料6でご説明申し上げます。

このあらましにどういうことが書かれているかのポイントですけれども、5 ページをお開きいただきたいと存じます。

ここに予測・評価項目の記載がございます。今回、環境影響評価の方法書に 基づきまして選定した方法がこの6ページの上の表の丸で示したところです。 水色の丸がついているところです。

計画の交通量ですけれども、この下側でして、平成11年度の道路交通センサスをもとに設計しております。この図のインターチェンジで薄い黄色い部分ですけれども、こちらが平成32年、それから青い部分が平成42年の数値が記載されているものです。

7ページをお開きいただきたいと存じます。こちらに予測位置が記載されておりますけれども、特にこの8ページの上側が青梅街道インターチェンジの予測の位置が記載されているものです。

それぞれの評価の結果ですけれども、次の9ページ、10ページが大気質についての予測です。右下に環境保全対策が記載されております。こういった環境保全対策をとった結果、自動車の走行と換気所の供用についての結果が記載されているものです。いずれも基準値に比べますと下回る結果になっているものです。

それから、11ページ、12ページですけれども、こちらが騒音についての評価です。主な環境保全対策が右下に記載されていますけれども、いずれも環境基準値を下回るような予測になっています。

それから、13ページですけれども、こちらが振動の評価です。14ページ が低周波音の評価になっています。いずれも環境基準値、それから基準のない ものについては参考値ですけれども、参考値を下回る結果になっています。

それから、15、16ページですけれども、これは工事中の大気質、騒音、 振動についての評価が記載されているものです。環境保全対策については16ページの右下に記載されています。

17ページですけれども、こちらが水循環、地盤沈下の評価です。上半分が 浅層地下水への影響、下半分が深層地下水への影響が記載されています。左下 に地下水の流動保全工法についての説明が記載しています。いずれも地下水流 動保全工法を実施することで影響はかなり少ないといった評価になっています。

それから、19ページが動物、植物、20ページが緑の量、生態系、そういった評価がされているものです。

それから、21ページが景観についての影響ということです。周辺環境との 調和を図ることによって影響は小さくなるとしています。

それから、23ページですけれども、こちらから地形、地質、人と自然との 触れ合いの活動の場、日照障害、電波障害、隣のページが史跡・文化財、廃棄 物等についての評価を記載しています。

それから、24ページの右下ですけれども、ここに総合評価がございます。 本評価準備書の評価では、本事業による環境への影響は回避又は低減するとい うふうに結論づけていますけれども、今後予測し得なかったような著しい影響 が見られた場合は調査を加え、必要に応じ適切な処置を講ずるとしています。

それから、この冊子の一番裏側ですけれども、こちらには手続きの流れが記載しています。右側の緑色で書いた部分が環境影響評価の流れ、オレンジ色で記載された部分が都市計画の流れということです。今現在はこの赤い点線で囲んだ部分の一番下側になるわけですけれども、今後、今現在、7月3日までに準備書については公告・縦覧が終了しまして、7月18日までに都民が意見書を提出できることになっています。東京都は意見書に対する見解書とあわせまして、区市長に意見聴取をすることになりますので、それをもとに都知事の意見を考慮し、環境影響評価書を作成するものです。東京都環境影響評価審議会で審議した上で、環境大臣、国土交通大臣の意見を加え、評価書を補正した上で公告・縦覧を行うことと予定されているものです。

今後の予定ですけれども、8月の上旬から中旬にかけまして、環境影響評価 準備書に対する区市長の意見聴取がございますので、その段階で区長が杉並区 発 言 者 】 発 言 内 容

の環境清掃審議会に諮問をすることになると考えています。その後、時期は未 定ですけれども、答申をいただきまして、その答申を参考にしまして、区長意 見を提出するといった手続きになろうかと考えています。

私からは以上です。

会長資料の説明は以上ですか。

都市計画課長そうです。

会 長 それでは、ご質問をと言いたいのですが、今の説明って、この審議会の委員 から見ると、何の説明をしているのか、全くわからん。お役人はそれでわかっ たつもりかもしれないけれども、委員のほうから見ると、何を説明しているの かわからないですけどね。もう少しちゃんと我々素人にわかるような説明をしていただけないでしょうかね。この道路についてという資料を頭からずっと読まれたって、何の話をしているのか、全然わからない。それから、今の影響評 価書のほうも、一体何をここの審議会に報告しているかわからないので、もう 少しわかりやすく説明していただきたいのですけれども、どうですか。皆さん、

委員 いや、そうじゃなくて、会長の意見に賛成です。

わかった? 私1人がわからないなら……。

会 長 要するに、今回は計画の何が変更された、計画がどういうふうに変更された かということと、そのときに環境影響評価準備書って一体何なのか、それをちゃん と説明していただかないと、何の話をしているか全然わからないのだけどね。 審議会として初めてこの案件の報告をされているのだけれども、基本のところ が全然わからない。

都市整備部長 まことに説明が長くて、また、資料が膨大でご不明な点があったかと思いますが、一言で申し上げますと、かねてから計画されていた東京外かく環状道路について、都市計画案がここでできたということで、それを市民の皆様に縦覧をしていると。そういう手続きが始まりましたということです。それにあわせまして、環境アセスメントの準備書も一緒に示されてきたという流れです。

非常に説明が雑駁で申しわけなかったと思います。具体的にこれを提案していますのは、東京都が提案をしているわけです。それを受けて区のほうがご説明をさせていただきましたが、でき得ればもう一度きちっと場を持って説明をさせていただきたいと考えていますが、会長、そういうことでよろしいでしょうか。

会 長 どうですか。もう一回改めて説明したいということですが。

都市整備部長 そのときは、この提案者である人にきちっと来ていただいて説明をさせると いうような形を考えていますが、そういう形でよろしいでしょうか。

会 長 どうでしょうか。だけれども、それはそれでいいですけれども、区の行政の 人が区民にちゃんと説明できないというのはだらしないから、ちゃんとできる ように……。

都市整備部長 はい。ちょっと専門的にといいますか、私どもの……

会 長 いやいや、原案をやる都の人もいいけれども、この審議会に説明することも できないようでは、やっぱり区の行政マンとしてはだらしないと思うので、ちょっ と苦言を呈します。

都市整備部長 大変申しわけございません。今までの流れで、ついこういうような形でご報告させていただきましたけれども、今、会長がおっしゃるように、だれにでもわかるような形の説明をもう一度考え直したいと思っていますので、その辺、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いします。

季 員 すみません。また詳しいご説明があるということで、1点だけちょっと区のことについてなんですけれども、この外環道路で今回この都市計画の変更案が出たと。外環道路についてはPI協議会が設けられて話し合いが続けられてきているその途中だと思っているのですけれども、そうした途中にもかかわらず、この変更案を出してきたということについて区民の間からも批判が高まっていると思うのです。4月に沿線区市長意見交換会が行われて、また5月にもPI協議会もあったと思うのです。この計画案を出す直前ですね。その場でこういう変更案を出すということについて説明があったのかどうか。そして、それについて杉並区としてはそういうことで了承したのかですね。

また、もし説明がされていないということであれば、変更手続きに入ることについては協議も合意もされていないと思っているのですけれども、そうしたことについて、それにもかかわらずこの変更案を出してきたということについて区はどう考えているのか、区の姿勢、それだけちょっとお尋ねしておきたいと思います。

調整担当課長 沿線区市長意見交換会では、これからすぐ都市計画の手続きに入るとは言っておりませんでした。ただし、都市計画の準備はできているというようなことは言っておりました。

あと、都市計画の手続きについて区はどう思うのかというご意見だと思いますけれども、区としてはその沿線区市長意見交換会では丁寧に進めてもらいたいというお話はしております。ただ、どこまで丁寧なのか、どこまでやればいいのかというのは、やはりあくまでも都市計画決定権者である東京都が判断すべきものだと考えております。

委 員

都が判断することだから、区としては特にこれについて意見はないというか、 都のやり方に従うだけだという姿勢になるのでしょうか。

調整担当課長

少なくとも都市計画法の流れに乗って我々は仕事をしているわけなのですね。 ですから、都のほうで公告・縦覧の要請が来たということで、それを区のほう で受けて協力しているというのが正直なお話です。

委 員

内容については時間がありませんので、質問しませんけれども、この資料6の後ろにスケジュールがあります。この都計審でまたもう一回説明を聞いたり、いろんな意見を出すということがこれからなされると思うのですけれども、スケジュールがいろいろあると思うので、タイミングがずれると、あまり議論をしても意味がなくなってしまうということがあると思います。これは大体どういう見通しで、いつの時点までに区長の意見を上げるとか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

調整担当課長

都市計画にかかわる部分で区市長の意見というお話ですけれども、具体的に都市計画決定はどのぐらいの時間がかかるかというと、大体1年ぐらいはかかるという話は聞いております。ただ、区市長意見、いつまでかということはやはり我々にとって非常に関心事ですので、国と都のほうに大体いつぐらいになるのかという話はしておりますけれども、まだ把握していません。

委 員

放射第5号線について基本的なことを伺います。

都市計画審議会で答申いたしましたが、その答申どおり事業が執行されているのか、あるいは変更があるのか、さらに答申案を逸脱するような事実があるのかないのか、その辺を確認させてください。

調整担当課長

都市計画変更をする際に、都市計画審議会の意見をいただきまして、それを 踏まえて東京都に対して区が要望を出して、都が回答をしたと。その中で区の 意見を最大限聞くことと、地元の住民の方の意見をよく聞くことということで、 そういった意味で協議会ができております。そういった意味では、現在、協議 会については、区民の方々の意見を聞く場としてうまく活用されているのかな 発 言 者 】 発 言 内 容

とは考えております。今のところは、ご懸念の逸脱したとか、そういうことはないと考えております。

委員

要はちゃんとやっておりますということでいいわけですよ。いいですね。

調整担当課長

ちゃんとやっております。

委員

放射第5号線の資料3の11ページ、12ページに、「委員のアイデア・案の グループ別整理」、①平面案、②一部掘割案、③一部トンネル案と3つの案が書 いてありますが、これがここの場にかかったときに、トンネル案とか掘割案が ないだろうかとかなり強い意見も出たと思うのですが、結果的にはそれはいろん な判断でネガティブに受けとめられて、非常に難しいと。結局、平面案でいく というふうに決まったのではないかと思うのですけれども、まだやはり②と③ の可能性を追求していただいていると考えていいですか。それとも、これは専 ら①平面案で行くことがほぼ決まっているのだけれども、こういう議論があっ たということでただ並べてあるだけなのでしょうか。ちょっとその辺の実情が よくわからないのでお聞きしたいのですが。

調整担当課長

道路専門部会では区民のアイデアを大事にするということで、平面案、一部掘割案、一部トンネル案以外に、全面トンネル案だとか、話によっては環八のところから、暫定供用区間からずっとトンネルで行ったらどうかという話もあったのですね。この道路専門部会の進め方では、とりあえず都市計画の枠の中で検討してみましょうということで、この一部掘割案についても、都市計画の枠の中だと、350mという枠の中では可能だということで検討していると。ただ、これから道路専門部会の中で、13ページにあるのですけれども、いろいろな検討評価項目だとか、評価基準がございますので、その中で具体的な視点から話し合いが行われるのではないかと考えております。

あと、補足になるのですけれども、14ページに、例えばトンネルにするときに開削工法という工法を使うのですが、その右側に委員からの主な意見として、「玉川上水の脇で土留め壁を打設する際の振動で、玉川上水の法面に影響が出ないか心配だ。」という意見も一部出ております。

会 長

じゃ、これくらいですけれども、今、12時ちょっと前なので、この放5と 外かく環状道路についてのさらなる質問はございませんか。

なければ、その次の阿佐ヶ谷を今からやりますか。説明をしていただけますか。じゃ、きょうは12時半くらいになってしまいますけれども、いいですね。

では、説明をしてください。

拠点整備担当課長 私のほうからは、阿佐ヶ谷住宅の建替え計画についてご報告いたします。

最初に、資料の確認をお願いいたします。資料4と資料5の差しかえです。 資料4につきましては、真ん中あたりに書いてありますけれども、開発区域、 面積が5万6,800㎡、これが正しいものです。

それから、資料5につきましては、これは上のほうに書いてありますけれども、地区計画区域の面積、5.6 h a、こちらのほうが正しい資料です。これに基づいて、別表1のほうも少し訂正しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。まず1番、阿佐ヶ谷住宅についてですけれども、この住宅は昭和33年に旧住宅公団が建設し、分譲した住宅団地です。築後約48年が経過し、老朽化が著しくて、また、住居規模が小さいため、建て替えざるを得ない、建て替える必要があるといった状況です。

所在地ですけれども、杉並区成田東四丁目3番、資料1に案内図がございます。 ちょっとご覧ください。

杉並区役所、地下鉄南阿佐谷駅から南に300mほど行ったところです。また、すぐ左側には都市計画道路補助133号線が指定されております。

次に、地域地区等ですけれども、第一種低層住居専用地域、第一種高度地区、 日影規制3時間-2時間、準防火地域、建ペい率50%、容積率100%、最 低限敷地面積70㎡です。

また、住宅西側に(通称)鎌倉街道が走っておりまして、道路幅員は5.45 m、その西側に都立杉並高校がございまして、阿佐ヶ谷住宅、杉並高校一体で避難場所に指定されています。

次に、棟数ですけれども、全部で52棟、テラスハウス45、中層棟、3階、 4階建て合わせて7戸ございます。

所有者数ですけれども、149名、350戸の持ち分ですけれども、個人が 116名、法人が33社、持ち分比率で言いますと、個人が35%、法人が約 65%になっています。法人の利用につきましては、社宅で使われているということです。

それから、住戸面積ですけれども、テラスハウスが約44から54㎡、中層棟が44㎡という非常に狭いことになっています。

空き家状況ですけれども、18年4月現在、186戸、約53%のところが 空き家になっているということです。

では、もとに戻っていただきまして、2番、これまでの経過ですけれども、 平成6年に阿佐ヶ谷住宅では、建替えに向けて再開発委員会が発足いたしました。それで、平成8年ごろから杉並区に相談をされてまいりまして、ともに検 討、研究をしてきたということです。その後、平成15年に住宅独自の建替え 案を策定されまして、住民説明会を4回ほど開催したということです。

それでは、資料6の16ページをご覧いただきたいと思います。ここに今まで検討にかかわった幾つかのタイプの建替え計画がございます。右から2番目に囲み配置案というのがございます。これは建物の形から囲み案というふうに称されています。こういった囲み案でもって、阿佐ヶ谷独自の建替え計画がつくられたわけでして、これを地元説明会にかけたということです。

そうしましたらば、非常に反対が多かったということで、それではということで、阿佐ヶ谷住宅だけではなくて周辺にお住まいの方々、あるいは町会、学識経験者、こういった方々にも入ってもらって、平成16年5月から半年間、成田地域まちづくり協議会を実施いたしました。ここで反対もあったようですけれども、一番反対が少なかった案ということででき上がった案がございます。これを一応、並行配置案と称しておりますけれども、杉並区では平成16年12月にこの協議会の報告で出されました建替え案を尊重して、その方向でまた建替えをお願いしましょうということを区として決定しております。

その後、阿佐ヶ谷住宅と区が協議をいたしまして、協議会報告を尊重した建 替え案を検討し、合意をしております。その建替え案につきまして、平成17 年8月25日に住民説明会を阿佐ヶ谷住宅でやっております。

それから、平成17年11月ですけれども、建替え決議を行ったということです。なお、この11月25日、建替え決議となっていますけれども、これは11月20日でございます。訂正をお願いいたします。11月20日に建替え決議を行って、平成18年2月、またそれについての住民説明会を3回ほど開

催しております。そして、3月4日に権利者の全員合意が図られたということでして、それを受けて、3月21日に阿佐ヶ谷住宅建替え組合が設立されたという経過がございます。

2ページに移ります。成田地域まちづくり協議会における検討ということで、 先ほど若干お話ししましたけれども、平成15年10月に開催した阿佐ヶ谷住宅による囲み案の説明会では、容積率や高さを緩和する地区計画の導入、それから道路位置の変更、建物配置計画などに対する反対意見が多く、また、区に対しても反対の意見や要望が数多く寄せられたということがございました。そこで区は、周辺住民を交え、阿佐ヶ谷住宅と区から成る成田地域まちづくり協議会を開催いたしました。

協議会では、学識経験者として東京都立大学の高見澤邦郎教授、日本建築家協会の河野進氏の参加を得まして、専門的な見地から指導助言を受けております。協議会で検討した内容や経過につきましては、成田地域まちづくりニュースを作成し、配布をして周知をしたということです。

それで、協議会でまとめられました計画案の基本的な考え方ですけれども、 資料3をご覧いただきたいと思います。この資料3が並行配置案です。住棟が 中層棟は並行に配置し、敷地の南側のテラスハウスを配置するといったこと、 公園、敷地の東側に配置する、そういった考え方を整理し、計画概要といたしましては、鎌倉街道の幅員をこの阿佐ヶ谷住宅の建替えに伴って約9m拡幅するといったこと、それから敷地の6%を公園とする、敷地内の道路について4mの歩道状空地をとる、有効空地率を約50%として公開空地を設定していく、 そういったようなことです。

計画の諸元を見ていただきたいと思いますが、容積率は全体平均で約120%、 戸数は約620戸ということになっています。 階数は2階から6階建てです。

またもとに戻っていただきまして、4番、建替え計画案です。区と阿佐ヶ谷住宅は、協議会終了後、成田地域のまちづくり報告書をもとに建替え計画案について協議を重ね、平成17年4月に合意いたしました。その後、区は、平成17年8月に住民説明会を開催し、9月に成田東四丁目地区まちづくりニュースを配布し、周知いたしました。

建替え計画案の基本的な考え方は資料4をご覧いただきたいと思います。まず、建替え誘導の具体策と書いていますけれども、公共施設の整備ということ

で、道路につきましては地区西側の(通称)鎌倉街道の拡幅整備、東西方向の 道路の整備など、主要な生活道路を阿佐ヶ谷住宅の建替えを機に実現する。そ して、北側、青梅街道、南側の五日市街道など、幹線道路とそのネットワーク を充実していくということです。

また、みどり・オープンスペースに関しましては、公園、公開空地などのオープンスペースを確保し、阿佐ヶ谷住宅の周辺の都立公園や小公園、さらに住宅の庭の緑などを結び合って、連続した緑のベルトを形成していくというようなことが実現すると。

3つ目に、地域防災への貢献ということで、阿佐ヶ谷住宅の建替えにあわせまして避難空地を拡大し、また、耐火建築物にいたしまして、安全で安心な避難場所とする、そういったことができるために、再開発等促進区を定める地区計画を導入するといった考え方です。

開発区域といたしましては5万6,800㎡、道路は9,660㎡、公園が約3,000㎡、広場状空地におきましても北側にこういったものを設けて、周辺に配慮したような計画となっています。

それから、下のほうに街区、その敷地面積等が書いています。容積率につきましては、全体平均120%ということで、これは現在の敷地に対しまして108%に相当するものです。また、最高の高さ、これはA、B、C街区は6階建てですので、20mに緩和するということです。住戸数は620戸、駐車場の台数は370台です。

またもとに戻っていただきまして、5番、建替え計画に関連する都市計画に ついてです。資料5をご覧いただきたいと思います。

地区計画区域がこのように示されております。地区計画区域は約5.6haです。区域の考え方ですけれども、用途地域の変更、これは敷地面積の最低限度の削除です。それから、再開発等促進区を定める地区計画、これにつきましては東京都決定です。また、防火地域の指定、高度地区の廃止につきましては杉並区決定となっています。

次に、主要な公共施設の項目、規模ですけれども、黒く塗ってあるところが 地区幹線道路ということで、鎌倉街道の幅員 $9\,\mathrm{m}$ 、東西道路につきましては $7\,\mathrm{m}$ となっています。公園につきましては、約 2, 9 5 0 m を設けるということで す。 また、地区計画に定める地区施設ですけれども、記載のとおり、区画道路、歩道状空地、歩行者専用通路、広場状空地、こういったものを設ける予定です。

最後に、地区整備計画に定める主な項目ですけれども、建築物の用途制限、 建ペい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制 限、建築物の高さの最高限度等です。

恐れ入ります。またもとに戻っていただきたいと思います。6番、周辺住民の動き、ご意見などについてですけれども、阿佐ヶ谷住宅高層化など反対協議会といった活動がございまして、平成17年10月と平成18年3月に延べ約1,300名の署名による陳情が提出されております。その要旨ですけれども、周辺の道路等が整備されないまま、地区計画による高さと容積率の緩和に対して、緩和なしで素案を作成してほしいといったこと、それから区が率先してアスベスト対策に取り組んでほしい、そのような要望が出されております。

次に、まちづくり協議会の認定申請がございましたけれども、これにつきましては本会の初めに部会長報告がございました。そのとおりですので、省略させていただきます。

7番、東京都の意向についてご説明します。東京都からは阿佐ヶ谷住宅に対しまして、建替え計画について周辺住民の理解を得るようさらに努力をしてほしい。区に対しましては、阿佐ヶ谷住宅周辺は道路が未整備であり、特に青梅街道へ抜ける道路について、整備方針を明らかにしてほしいといったような意向が示されております。

最後は8番、今後の予定ですけれども、建替え計画についてできる限り多く の周辺住民の理解が得られるように努力してまいりたいと考えております。

また、事業者及び関係機関との協議を進め、関連する都市計画の素案を作成していきたいと考えております。

スケジュール的なことですけれども、関連する都市計画決定・変更の手続き につきましては、来年度早期の告示を目指して取り組んでいきたいと考えてお ります。また、このようなことにつきましても、本審議会のご意見を伺いなが ら進めてまいりたいと考えております。

最後に、参考資料として成田地域まちづくり報告書、まちづくりニュース、 成田東四丁目地区まちづくりニュース第1号、こういったものを資料6、7、 8として添付していますので、ご覧いただきたいと思います。

発 言 者	発 言 者	 発	言 内	容	
---------	-------	-------	-----	---	--

私からは以上です。

会 長 どうもありがとうました。簡潔に要領よくご説明いただいたと思います。ど うぞご質問がございましたら、どなたからでも結構です。

委員 資料4の道路の取りつけで、これは6階建てですけれども、消防自動車は入っていけますかね。それから、B街区のほうに6階が2棟あるのですけれども、これだと消防車、はしご車の寄りつきができないのですけれども、その辺はどうお考えですか。

拠点整備担当課長 消防車が入っていけないというご質問ですけれども……。

委員 はしご車ね。

拠点整備担当課長 はしご車。はしご車というのは幅員がどれぐらいか、ちょっと私、存じ上げておりませんけれども、一応この東西道路が幅員7m、それに合わせて歩道状空地を設けますので、それを合わせますと11mほどになるということで、それは大丈夫ではないかと考えております。

委員 その幅員4mは歩道状空地ということになりますと、恐らく道路の強度の問題があって、そこにははしご車のアウトリガーが恐らくできないだろうということですから、使うのは7mの道路しかできない。4mのセットバックがありますと、それだけ高さも制限されてくるということになりますので、その辺、もう少し消防の事務的なことでちょっと詰めて、計画の中に盛り込んでほしいなと思います。

拠点整備担当課長 ご意見はよく理解いたしました。それで、これも消防車が入ってきたときに、 例えば歩道状空地に何かあったとしましても、非常時ですので、そういったと きは消防車が優先して入っていくということになろうと思います。 ただ、委員 がおっしゃったようなことを十分考えて、阿佐ヶ谷住宅とも相談していきたい と考えております。

委員 それがそういうことですけれども、事実は違法駐車とかいろいろあって、入っていけないのが現実でありますので、その辺はしっかりやっておかないと、特にこの住宅地に取りつける道路は狭いものですから。例えばこの6階のものに火災があれば、はしご車があちこちから4台、5台来るわけですから、当然、そうなってくると進入できませんので、その辺をよく詰めていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

委 員 この阿佐ヶ谷住宅というのは、日本の、特に東京の近代の歴史にとっても非

常に重要な歴史を飾るというか、そういう価値のある住宅として存在してきたわけですね。だけれども、実際はそれが老朽化したり、手狭だったり、大きな問題を抱えて建替えの計画が出てくるというその状況もよくわかるわけですが、基本的にはすばらしい環境を当時つくり、愛され、役割を担ってきたという、そこの大きな評価をまずみんなで共有しないと、それを建替えていくときの思想とか考え方にぜひとも反映したいという意味を込めて、そこのところをもう一度確認する必要があると思うのですね。

例えばこれが、公団の中にいた津端さんという方ですか、プランナーで有名な方で、その方が非常に頑張って先進的な考え方を計画の中に盛り込んだと。 それと、建築の世界では特に前川國男さんという大変偉大な日本を代表する建築家の設計事務所が低層の部分にテラスハウスを設計し、それがかなり広域につくられて、それは結構今でも評価が高いわけですね。

それと、道路の線形がカーブしていて非常にピクチャレスクであったり、多くの緑が最初から配置され、しかもそれが時間とともに成熟して、全体として非常にクオリティーの高い――老朽化の問題とかを別とすると、本来の計画思想としても非常にすぐれていたということで、専門家もまちづくりの歴史の中で評価の高い団地であるという、これは皆さんにもぜひ知っていただきたいと思うのですね。

これをどうやって建て替えるかというふうに論を立てないと、ただ現状で提示されているプランAだけで判断するのは非常にまずいと思うのですね。特に杉並区は、歴史的遺産とか緑の問題は本当にいつも出てきて、三井グランドのときも大きな議論を呼んだわけですが、こういう近代の歴史の中で、団地、人間が住む空間をうまくつくってきた、そういう考え方の資産はぜひとも評価すべきだろうと。

私、実は近くに住んでいるものですから、第1回目の近隣住民説明会にも案内が来たので、そこの場に行って意見も申し上げたのですけれども、きょうのご説明にもあったとおり、第1回目に提示された囲い型のプランはいかにも現状とかけ離れていて、これは総スカンを食ったというふうに私も受けとめています。その後、いろいろ協議会ができて、私もよくおつき合いのある高見澤先生や建築協会の河野さんが入られて意見を随分言われて、だいぶよくはなったと思うのですけれども、それにしても私がさっき申し上げた点からすると、全

く不十分だと自分では思うのですね。

例えばテラスハウス、少しは保存したっていいじゃないかと思うのですけれども、1棟もないと。例えば原宿の表参道ヒルズでさえと言ったら怒られますけれども、部分的にですが保存したのですよね。ここは1棟もないというのはどういうことなのかと、本当に思います。

道路も、協議会の案と資料3の協議会でまとめられた計画案の基本的な考え 方、さらにそれを現実的な計画にしていったのが建替え計画案の資料4だと思 うのですけれども、協議会の案のほうがやはり線形が大切にされていて、もと の阿佐ヶ谷住宅の雰囲気をよく表現しているのではないかと思うのですね。今 の雰囲気を協議会の案のほうがずっと引き継いでいる。私はずっと高く評価で きるのではないかなと思います。それにしても、テラスハウスのことは影も形 もないわけですが。

もう1つ具体的にご質問したいのは、いろいろ批判的な意見が多く寄せられたということがまずあって、協議会で検討されて、何がどう協議会で議論されて、それを反映してどういうふうに計画が変わったのかという中身をちょっと聞きたいです。例えば地区計画を導入して、容積率を緩和して、6階建てがたくさん建てられるようになったとかあるわけですが、その床面積や住戸数が果たして第1回目の提示と今回提示されるもの、あるいは協議会で案としてまとめられたもの、段階がいろいろあると思うのですけれども、そのプロセスでどういうふうに議論され、結果的には最終案が出ているのか。

これはやはり三井グランドのときもそうでしたが、6階建ての高さというものがこれからスタンダードになりそうなわけです。かなり人口の数も増える、住民の数も増える、車の数も増えるだろうという杉並区における居住環境の大きな変更を伴っているわけで、ビジョンづくりの上でどう考えて、この地区計画を利用しながら、どのぐらいの人の住む、どんな環境にしたいと思っているのか。それに対して批判があったわけですけれども、それをどういうふうに受けとめて最終案になったのかというあたりの説明を伺いたいのですが。

拠点整備担当課長 委員が最初におっしゃいました阿佐ヶ谷住宅の建設にかかわって、前川先生 とか津端先生がかかわってこられて、非常に評価すべき団地ではないかという お話もございました。こういうことにつきましては、今回、道路の線形等を変 更するといった計画になっていますけれども、例えば旧住宅公団が建設した、 今URですけれども、URのほうも阿佐ヶ谷住宅については公団としての初期 のころの住宅ということで非常に関心を持っておりまして、URとしても何か 保存ができる方法があるかどうか、そういったことも検討しているということ は聞いております。

あと、こういった歴史的遺産という意味合いで、ぜひ残していきたいという ものにつきましては、道路だけではなくて、樹木の思い出があればそういった ものも残したいと思っておりますし、そういった観点で阿佐ヶ谷住宅のほうと もちょっとお話をしてみたいと考えております。

なお、囲み案から並行配置案に移行していった違いというご質問ですけれども、先ほどちょっと見ていただいた資料6の16ページを改めてご覧いただきたいと思います。この囲み案と並行配置案がこうやって並んで載っておりますけれども、住棟の配置の形がまず違うということで、協議会案ではこういうふうに並行配置になっております。その並行配置案を尊重するような形で建替え案がなされたということで、そういった意味では協議会案を尊重しているところかなと思っています。

また、この表のとおりですけれども、容積率の緩和、それから住戸数、こういったものも少なくなっています。緩和につきましては、全体平均ですけれども、125%から120%、それから戸数が670から620となっています。

まちづくり担当部長 〇〇委員がおっしゃいましたけれども、長い歴史があって、それがこういった住宅団地の歴史、あるいは近代の住宅の歴史といいますか、今に至る流れに大きな影響を与えている、高い評価があるというのは我々もおっしゃるとおりだと思います。

それから、これからの都市づくり、市街地の形成におきまして、いろんな今までの町の歴史、思い出というようなものをどう生かしていくか、いい形でとどめていくか、そういったことはとても大切な方法といいますか、目的の1つにもなるだろうと思います。

この間、またさらに津端先生にも私どもいろいろな形でコミュニケートさせていただいていますが、津端先生は津端先生でまた別の思いがおありになるようです。現実の問題として、何十年もかけていろいろ検討はしてきたけれども、なかなか住民の意向がまとまらなかったと。今度まとまったのはこういったものがベースにはなっているわけですけれども、いろんな方々の思いがここでよ

うやく、こういったものを手がかりにまとまりました。ですから、それはとても私は貴重なことだと思っておりますので、そういうことをとても大切にしながら、今、委員がおっしゃったようなことも、私どもがこれからこれに取り組む――まだまだいろいろ手直しをしなければいけないところはあろうかと思いますけれども、そういった中で大きな軸に据えて考えていく1つだろうと思っております。

それから、建物の保存についても、なかなか小さい住戸ということで、どういうふうに生かすかというのが現実の問題としては難しいわけですが、先日、高見澤先生、それから河野進先生とも我々はお話の機会を持ったのですけれども、何か供用棟とか集会場みたいな形でうまく生かせないかというご意見もいただきました。ただ、いろいろお金もかかってくると思いますし、どうやって実際に今後生かしていくかという大きな問題がやはり現実の問題としてございますので、そういったものとの折り合いを、周辺住民の方々のご意向もできる限り入れながら総合的に生かしていくかということで、もう少し考えられるところは考えていきたいと今の時点では思っております。

委 員

保存、古い建物を活用するというのは、そういうことに対する思い入れとか 意思を持つかどうかによって決定的に違ってくるのだと思うのですね。実は私、 1週間前に上海に行って、8年ぶりに行ってびっくりしたのですけれども、大型の再開発をどんどんやって、未来都市をつくっているだけのイメージが日本 に伝えられるわけですが、実は歴史的な建物を大いに活用して、文化的な歴史を大切にしたまちづくりも同時に始めているのですね。1950年代の近代化遺産、産業遺産、例えば製鉄所の工場とか、そんなものまでコンバージョンして、あるいは水辺の倉庫や工場も活用して新しい文化的なまちづくりまで取り組んでいるんですよね。

日本はどうもまだまだそういうことへの本当に強い意思というものを持っていないで、やはり難しい、難しいということで、常に全部壊してきた。杉並区は本当に古い建物は少ないわけで、こういう昭和33年、1958年、これはもう立派な歴史的な領域に入りつつあるわけで、絶対強い意思でそれを何とか残して活用するという方向にぜひ今回は、前の三井グランドの件はちょっと取り組みが遅かったので難しかったと思いますが、これはかなり区の指導性でできるのではないかと思いたいのです。

発言者 発 言 内 容

それと、道路の線形をもっと大切にしながら、住宅を配置するぎりぎりの追求はもっとあり得るのではないかと考えるけれども、どうしてこういうふうに微妙に協議会の案が、具体的な案になってしまうとニュアンスがなくなってしまうのかという、その辺を伺いたいのですが。どこまでそういうことを大切にして取り組みをなさったのかということを伺いたいです。

まちづくり担当部長 考え方は委員のおっしゃるとおりだと思います。それで、やはりいろいろな困難は先ほど申し上げましたように現実にあるわけですけれども、そういった中で、区としても今までいろんな考えをめぐらしながらここまで来たと。そういった中で、委員のご指摘のようなお話が全くなかったかというと、やはり大きくあったと思います。ですから、先ほど課長から申し上げましたような協議会の案の中で、町の道路の記憶というか、道の記憶、建物の並び方の記憶というようなものもできる限り生かしているのですが、残念ながら今、事業性、それから日影を初めとします法的な建築基準法上の検討などでそれらが非常に薄らいでいるという印象もやはり一部にはあろうかと思います。

ただ、この仕事の中では、今までの考え方ですと、区は一切財政的な支援は直接行わない、例えば補助金は一切出さないというスキームで来ております。 おのずから事業者サイドでは、これは今160億円ぐらいかかるだろうと言われておりまして、これはすべて土地の権利を建物の床にかえるということで、従前の持ち分、土地の面積が4割ぐらいになってしまう。こういった中で、現実の問題としてこういうやりくりをしなければいけないということもあります。

ですけれども、そういった現実の事業性の問題と委員がおっしゃるようなことをさらにうまい形でかみ合わせられればと思っておりまして、さらに検討できるところがあれば、阿佐ヶ谷住宅の権利者の皆さんと十分、この問題は都市計画審議会で円滑にご審議いただいて、ご同意をいただかなければ先に進まないということですので、その辺につきましてはさらに調整できるところについては調整していきたいと思っております。

委員 私もまちづくり専門部会で、周辺の方々のまちづくり協議会を設置したいということで案件として取り扱ったのですが、計画の中身については全く触れることはできないというか、団体の申請だったものですから、計画の中身まではやれていないのですが、私もこういう共同建替えとか再開発みたいな仕事もし

ておりますので、これは容積をどのぐらい確保できるかという事業性の問題か

ら言うと、かなりきつい事業だなというのはわかるわけですね。

今回、実はこの団地の中をすぎ丸が通ったりする道路があったり、杉並高校の脇の道路を拡幅させるとか、かなり公共負担が多い事業ではないかなと思っています。それもやはりこの事業の負担を重くしていると思うので、もう少し区の中で、別の団地の建替えは優良再開発か何かを使って補助金が出て、私もかかわったのですけれども、高井戸の住宅だったと思うのですが、そのときは時代もよくて、かなり区のほうからも手厚い援助があったように思います。

こういった共同の建替え、大きな公共性のあるものは今後非常に課題としては重要なので、区の取り組み方として、公共負担の多いものについては少しそれなりの援助を考えつつ、〇〇委員がおっしゃっているような計画のよさを高めていくということがないと、一方的に地元の人たちに要求しても、とても無理ではないかなと思うので、少し公共負担として区のほうで考えたらどうかというのが1点。

それからもう1つ、今、〇〇委員がこういうことを残したらいいとおっしゃって、委員としておっしゃっているのですけれども、公共負担をもし区ができるようになったとしたら、ここの地区でどういうものを残して、どういう計画にしてほしいかという、この都市計画審議会としての共通の意見みたいなものももう少し持ったほうがいいのではないかと。個人が発言して役所が答えるという形だと、説明するだけに終わって、次の段階で改良策に結びつけてもらえるような要望が地元の協議会にできるかというところまで高まらないところがこの審議会の限界だと思うので、もう少しそのやり方も考えるといったこの2点を提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

会 長

じゃ、それは提案意見として聞きますが、ほかにご意見は何かありますか。

ちょっと中途半端なところですが、時間の関係もありますので、きょうは報告ということでこれぐらいにして、ただ、今の2つの意見とも要望に近いところがありますし、それをどう審議会として受けとめるかということがありますので、次回以降、また報告の形ですけれども、幾つか議論してみたいと思います。

ほかにきょうはその他は何かありますか。

都市計画課長

ほかの案件はございません。事務局から連絡事項がありますので、お願いしたいと思います。

次回の都市計画審議会の開催日程ですが、8月の末ごろに開催したいと考えています。開催日程を調整次第、早目に皆様にご連絡いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、以上で本日予定の議事はすべて終了いたしましたので、第138 回の杉並区都市計画審議会を閉会いたします。どうも長時間、ありがとうました。

— 了 —